

○国政研第 87 号

国土交通政策研究所における研究活動上の不正行為への対応等に関する規程について次のとおり定める。

令和 2 年 9 月 11 日

改正 令和 3 年 4 月 1 日 国政研第 189 号

国土交通政策研究所長 住本 靖

国土交通政策研究所における研究活動上の不正行為への対応に関する規程

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、国土交通政策研究所（以下「国政研」という。）における研究活動の不正行為の未然防止のための取組及び不正行為に対する対応について必要な事項を定めることにより、国政研の研究倫理の保持及び向上に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 研究活動 国政研の研究者が行う研究をいう。
- 二 研究者 総括主任研究官、主任研究官、研究官、客員研究官、政策研究官及び社会資本経済分析特別研究官をいう。
- 三 論文等 論文その他の研究活動で得られた成果をいう。
- 四 研究資料 論文等の内容を客観的に検証することが可能な文書、数値データ、画像等をいう。
- 五 不正行為 故意又は研究を行う場合にわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる論文等の中に示されたデータや研究結果等の捏造、改ざん、盗用、二重投稿、不適切なオーサiership及び利益相反をいう。
 - イ 捏造 存在しないデータや研究結果等を作成することをいう。
 - ロ 改ざん 研究資料や研究方法等を変更する操作を行い、データや研究結果等を真正でないものに加工することをいう。
 - ハ 盗用 他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用することをいう。
 - ニ 二重投稿 著者自身によってすでに公表されていることを開示することなく、同一の情報を投稿し、発表することをいう。
 - ホ 不適切なオーサiership 論文の基となった研究の中で重要な貢献を果たした者に該当しない者を著者に加えること、また、論文の基となった研究の中で重要な貢献を果たした者を著者に加えないことをいう。
 - ヘ 利益相反 外部との経済的な利益関係等によって、公的研究で必要とされる公正かつ適正な判断が損なわれる、又は損なわれるのではないかと第三者から見なされかねない事態をいう。
- 六 資金配分機関 国政研に競争的資金を配分する機関をいう。

(国政研職員及び研究者の行動規範)

- 第3条 国政研職員及び研究者は、公的研究費が国政研の管理する公的な資金であることを認識し、研修や日々の研究活動を通じて継続的に研究倫理を学び、これに基づいて公正に研究を遂行し、公正かつ効率的に使用しなければならない。
- 2 国政研職員及び研究者は、公的研究費の使用に当たり、関係する法令・通知及び国政研が定める規則等を遵守しなければならない。
 - 3 国政研職員及び研究者は、研究計画に基づき、公的研究費の計画的かつ適正な使用に努めるとともに、研究活動の特性を理解し、効率的かつ適正な事務処理を行わなければならない。
 - 4 国政研職員及び研究者は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して公的研究費の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。また、不正行為に関する告発があった場合に迅速かつ的確に対応できるよう備え、研究不正行為と判定された場合には、再発防止のため徹底した検証と実効性ある対策を行わなければならない。
 - 5 国政研職員及び研究者は、公的研究費の使用に当たり取引業者との関係において国民の疑惑や不信を招くことのないよう公正に行動しなければならない。
 - 6 国政研職員及び研究者は、公的研究費の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関係法令等の知識習得、事務処理手続き及び使用ルールの理解に努めなければならない。

第2章 不正行為の未然防止

(研究倫理教育責任者)

- 第4条 国政研における研究倫理教育の実施について責任を有する者として研究倫理教育責任者を置き、総括主任研究官がこれに当たるものとする。

(研究倫理教育の実施)

- 第5条 研究倫理教育責任者は、研究者に定期的に研究倫理教育を履修させるとともに、研究者の研究倫理教育の履修状況を確認する。
- 2 研究者は、研究倫理教育を履修しなければならない。

(研究資料の保存及び開示)

- 第6条 国政研における研究資料の保存及び開示について責任を有する者として研究資料管理責任者を置き、総括主任研究官がこれに当たるものとする。
- 2 研究者は、論文等を公表する場合は、以下の場合を除き、当該論文等に関する研究資料を公表後5年間保存し、必要な場合に開示しなければならない。
 - 一 研究資料が公表されている場合
 - 二 研究資料が行政文書に該当する場合
 - 3 研究資料管理責任者は、前項の取組が確実に実施されるように研究者を指導する。
 - 4 研究者は、第2項に基づき研究資料を保存している場合、当該研究資料の保存期間内に国政研を転出又は退職したときは、引き続き、当該保存期間まで保存しなければならない。ただし、必要に応じ、研究資料を研究資料管理責任者に提出し、当該研究資料の保存及び開示を委任することができる。
 - 5 研究資料管理責任者は、前項により研究資料の提出を受けた場合は、第2項で定められた保存期間まで保存しなければならない。
 - 6 研究者は、転出又は退職している場合であっても、所長から研究資料の提出や開示の要請があれば、誠実に協力しなければならない。

第3章 研究活動に係る不正行為に関する告発等とその対応

(告発等窓口)

- 第7条 総務課に、研究活動に係る不正行為に関する告発・相談（国政研職員による告発のみならず、外部の者によるものを含む。）を届け出る先の窓口（以下「告発等窓口」という。）を置く。
- 2 告発等窓口の責任者は、総務課長とする。
 - 3 告発等は、書面、電話、FAX、電子メール、面談などにより行うものとし、告発の内容は、告発書（別紙様式1）の項目について確認する。
 - 4 告発等窓口の責任者は、告発等があったときは、速やかに所長に報告しなければならない。
 - 5 告発の意思を明示しない相談については、その内容に応じ、告発に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認められた場合は、相談者に対して告発の意思があるか否か確認するものとする。告発の意思表示がなされない場合にも、国政研の判断で当該事案の調査を開始することができる。

(告発の受け付け)

- 第8条 所長は、告発のうち、以下の各号を満たすものを受け付けることとする。
- 一 原則として顕名（名を顕かにすること）による告発であること
 - 二 不正行為を行ったとする研究者、対象となる論文等、不正行為の態様、事案の内容及び、不正とする科学的な合理性の理由が明示されていること
 - 三 不正とする合理的理由が示されていること
- 2 次の各号に掲げる事項に該当する場合は、前項の顕名による告発に準じた取扱いをすることができる。
- 一 報道や学会等により不正行為の疑いが指摘された場合
 - 二 不正行為の疑いがインターネット上に掲載されている場合
- 3 所長は、告発を受け付けた場合は、当該事案に係る資金配分機関及び所管官庁に報告する。

(研究不正対応責任者)

- 第9条 所長は、告発を受け付けた場合は、不正行為の告発に対応するための責任者として、研究不正対応責任者を置き、副所長及び総括主任研究官のうち1名を指名する。

(予備調査の実施)

- 第10条 所長は、告発を受け付けた場合は、当該告発事案について本調査を行うべきものか判断するために、研究不正予備調査委員会（以下「予備調査委員会」という。）を設置し、告発内容の合理性、調査の可能性について、予備調査を行わせるものとする。
- 2 予備調査委員会の委員長は、研究不正対応責任者をもってあてる。
 - 3 予備調査委員会の委員は、研究不正対応責任者が指名する者とする。
 - 4 予備調査委員会の事務局は、総務課とする。

(本調査実施の決定等)

- 第11条 予備調査委員会は、告発を受け付けた日から30日以内に、予備調査結果を所長に報告する。
- 2 所長は、前項の報告を受けた場合は、速やかに本調査を行うか否かを決定する。
 - 3 所長は、本調査を行うことを決定した場合は、告発者、被告発者に対して本調査を行う旨を通知し、本調査への協力を求める。
 - 4 所長は、本調査を行わないことを決定した場合は、その理由を付して告発者に通知する。この場合においては、予備調査に係る資料等を保存し、当該事案に係る資金配分機関又は告発者の求めがあったとき、調査を行わない理由を説明できる資料を開示するものとする。

- 5 所長は、本調査を行うことを決定したときは、当該事案に係る資金配分機関及び文部科学省に本調査を行う旨を通知するものとする。
- 6 所長は、本調査を行うことを決定したときは、当該研究活動に係る研究費の支出を一時的に停止することができる。

(研究不正調査委員会の設置)

- 第12条 所長は、本調査を行うことを決定した場合は、研究不正調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。
- 2 調査委員会の委員長及び委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者とし、調査委員会の委員の半数以上は、外部有識者でなければならない。
 - 3 調査委員会の委員長は、外部有識者とし、所長が指名する。
 - 4 調査委員会の委員は、当該研究分野の研究者を含む外部有識者及び研究不正対応責任者とし、所長が指名する。
 - 5 調査委員会の事務局は、総務課とする。

(研究不正調査委員会構成員の通知)

- 第13条 所長は、調査委員会を設置したときは、委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に通知する。また、前項の通知を受けた日から起算して7日以内に、異議申立書（別紙様式2）により、調査委員会の委員の構成に関する異議申立てが可能であることを併せて通知する。
- 2 所長は、前項により異議申立てがあった場合は、その内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

(本調査の実施)

- 第14条 調査委員会は、本調査の実施の決定があった日から起算して30日以内に、本調査を開始するものとする。
- 2 調査委員会は、調査の実施に際し、資金配分機関及び文部科学省に報告し、調査方針、調査対象及び方法等について資金配分機関に報告、協議しなければならない。
 - 3 所長は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じるものとする。

(認定事項)

- 第15条 調査委員会は、調査によって得られた物的・科学的証拠、証言、被告発者（調査対象者）の自認等の諸証拠を総合的に判断して認定を行う。
- 2 調査委員会は、特段の事情がない限り、本調査の開始日から起算して150日以内に調査結果をまとめ、以下の事項を認定する。
 - 一 不正行為が行われたか否か
 - 二 不正行為と認定された場合はその内容
 - 三 不正行為に関与した者とその関与の内容
 - 四 不正行為に関与したとまでは認定されないものの、不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者
 - 3 本来存在するべき基本的な要素の不足により、不正行為の疑いを覆すに足る証拠が示せないときは、不正行為と認定する。
 - 4 調査委員会は、認定が終了したときは、直ちに、所長に報告しなければならない。

(調査結果の通知及び報告)

第16条 所長は、調査結果（認定結果を含む。以下同じ。）を速やかに告発者及び被告発者（被告発者以外で不正行為に関与したと認定された者を含む。以下同じ。）に通知するものとする。この場合において、被告発者が国政研以外の機関に所属しているときは、その所属機関にも通知する。

2 所長は、告発の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を当該事案に係る資金配分機関及び文部科学省に提出するものとする。なお、期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を資金配分機関に提出するものとする。

3 所長は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、資金配分機関に報告するものとする。

4 所長は、資金配分機関が求める場合は、調査の終了前であっても調査の中間報告を当該資金配分機関に提出するものとする。

（不服申立て）

第17条 不正行為と認定された被告発者及び被告発者以外で不正行為に関与したと認定された者は、調査結果の通知を受けた日から起算して14日以内に、所長に対し不服申立書（別紙様式3）により不服申立てを行うことができる。ただし、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

2 不服申立ての審査・再調査は、調査委員会が行うこととする。

3 所長は、不服申立てがあった場合は、当該事案に係る資金配分機関及び文部科学省に対して報告し、調査委員会に不服申立ての審査を行わせるものとする。

4 調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに所長に報告を行い、報告を受けた所長は、不服申立人に理由を付して通知するものとする。なお、当該不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う措置の先送りを主な目的とする調査委員会が判断したときは、以後の不服申立てを受け付けないことができる。

5 調査委員会は、不服申立てに対して再調査を行う決定をした場合には、直ちに、所長に報告し、所長は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。

6 所長は、調査委員会が不服申立ての却下又は再調査開始の決定をした場合は、告発者及び当該事案に係る資金配分機関及び文部科学省に対して通知する。

（再調査）

第18条 調査委員会は、前条に規定する不服申立てを受けて、再調査を実施する決定をした場合には、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出を求め、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。

2 調査委員会は、再調査を開始した場合は、その開始した日から起算して50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに所長に報告するものとする。

3 所長は、調査委員会の報告に基づき、再調査の結果を告発者及び不服申立人に速やかに通知するとともに、当該事案に係る資金配分機関及び文部科学省に報告するものとする。

（調査結果の公表）

第19条 所長は、不正行為が行われたと認定された場合には、速やかに調査結果を公表するものとする。

2 前項の公表における内容は、以下のとおりとする。

- 一 不正行為に関与した者の氏名及び所属並びに不正行為の内容
- 二 国政研が公表までに行った措置の内容
- 三 調査委員会の委員の氏名及び所属並びに調査の方法及び手順等
- 四 その他必要な事項

(研究資金の使用停止)

第20条 所長は、不正行為が行われたと認定された場合には、不正行為に係る研究に資金を配分した資金配分機関と協議の上、不正行為に関与したと認定された者及び不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された者（以下、「被認定者」という。）に対して、直ちに当該研究資金の使用停止を命ずるものとする。

(論文等の取下げ等の措置)

第21条 所長は、不正行為が行われたと認定された場合には、被認定者に対して、不正行為と認定された論文等の取下げ、訂正その他の必要な措置を講じさせるものとする。

(一次的措置の解除)

第22条 所長は、不正行為が行われていなかったと認定された場合には、第11条第6項の規定により研究費の支出を一時停止していたときには、その措置を速やかに解除する。

第4章 留意事項

(秘密の保持)

第23条 告発等窓口、予備調査、予備調査委員会、本調査及び調査委員会に関与した者は、不正行為の疑いの調査等に関して得られた秘密を漏洩してはならない。

(告発者及び被告発者等への配慮)

第24条 所長は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に、告発者が不利益な取扱いを受けることがないように、配慮しなければならない。

2 所長は、告発者の了承がなければ、告発者名を公表しない。

3 所長は、単に告発を受け付けたことを理由に、被告発者に対し不利益な取扱いをしてはならない。

4 所長は、調査に協力した者が、調査に協力したことを理由に不利益な取扱いを受けることがないように、配慮しなければならない。

第5章 補則

第25条 本規程に定めがない事項については、「研究活動における不正行為への対応指針(平成19年8月30日国土交通省決定、平成27年6月2日改正)」によるものとする。

附則

この規程は、令和2年9月11日から施行する。

附則(令和3年4月1日国政研第189号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(別紙様式1)

令和〇年〇月〇日

告 発 書

国土交通政策研究所長 殿

所 属
連絡先
氏 名

印

国土交通政策研究所の研究者によって実施された研究について、不正行為が行われた可能性がありますので、下記のとおり不正行為について告発します。

記

1. 被告発者の所属、氏名
所属
氏名

2. 不正行為の具体的な内容とその根拠
(捏造 (ねつぞう)・改ざん・盗用の別)

(対象となる論文等)

(別紙様式 2)

令和〇年〇月〇日

異議申立書

国土交通政策研究所長 殿

所 属
連絡先
氏 名

印

国土交通政策研究所における研究活動上の不正行為への対応に関する規程（令和 2 年 9 月 1 1 日国政研第 8 7 号）第 1 3 条第 1 項の規定に基づき、令和〇年〇月〇日付で通知された調査委員会の委員のうち、下記の者の指名について異議を申し立てます。

記

1. 委員（長）名

2. 理由

(別紙様式3)

令和〇年〇月〇日

不服申立書

国土交通政策研究所長 殿

所 属
連絡先
氏 名
印

国土交通政策研究所における研究活動上の不正行為への対応に関する規程（令和2年9月11日国政研第87号）第17条第1項の規定に基づき、令和〇年〇月〇日付で開示された調査結果について、下記のとおり不服を申し立てます。

記

1. 不服申立に係る箇所

2. 理由